変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2011年７月１日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ-WAハイ・インカム社債ファンド（マルチ・カレンシー型） ―ブラジルレアルクラス ―インドネシアルピアクラス ―米ドルクラス ―英ポンドクラス ―円クラス ―ロシアルーブルクラス ―トルコリラクラス ―南アフリカランドクラス	【名称】ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ-WAハイ・インカム社債ファンド（マルチ・カレンシー型） ―ブラジルレアルクラス ―インドネシアルピアクラス ―米ドルクラス ―英ポンドクラス ―円クラス
同上	役員の氏名	ピーター・スモール	ジュリアン・ニコラス・フリーランド

⑽
届　　出　　日　平成23年７月22日
届　　出　　者　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ
住所又は所在地　インド共和国 400 018 ムンバイ　ウルリ　オポジット・シヴサガール・エステート　ドクター・アニー・ベサント・ロード12

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2011年７月11日	役員の氏名	カルペシュ・J・メータ	アブジット・A・ダムル

平成23年７月11日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。

⑾
届　　出　　日　平成23年７月28日
届　　出　　者　安進会計法人
住所又は所在地　大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣島洞 23-5 ハンファ証券ビル14階（〒150-717）

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2011年１月７日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】ウリィ銀行 【主たる事務所の所在地】大韓民国ソウル特別市中区会**峴**洞１街203番地	―

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３３３７号
東京都墨田区本所４丁目４番11号
破産者　有限会社マナ食品
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３３８号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目14―９―302
破産者　徐　　桂香
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６１２号
東京都江戸川区西葛西５丁目12―１―207
フジマンション第３
破産者　増子　隆作
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７４１号
東京都狛江市東和泉３丁目１―18―601
破産者　小野田秀子
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７９６号
東京都板橋区高島平８丁目22―２―104
破産者　長岡　信雄
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８２２号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目1656―302
破産者　並木　実花
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８９０号
東京都新宿区西早稲田２丁目10―18―308
破産者　竹端　嘉明
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０１３号
東京都葛飾区東新小岩４丁目５―27
破産者　柳　　弘明
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０７３号
東京都江戸川区中央１丁目５―４―202
破産者　萩原　隆昭
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１０２号
東京都江東区大島４丁目１―６―1359
破産者　阿部　伸一
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１２０号
東京都武蔵野市吉祥寺南町４丁目６―11
破産者　池形　泰正
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部